

日程第 2 議案第 7 号

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「課」を「課（館を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則の一部を改正する
規則新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(教育次長等)</p> <p>第2条 事務局に教育次長を置く。</p> <p>2 事務局に参事を、<u>課(館を含む。)</u>に担当副参事及び副参事を置くことができる。</p> <p>3 課に課長を置く。</p> <p>4 課に副課長、係に係長を置くことができる。</p> <p>5 課に主幹、指導主事、主査、主任及び熊谷市教育委員会部局の職員の職名に関する規則(平成17年教育委員会規則第6号)第2条に規定する職のうち、必要があると認める職を置くことができる。</p>	<p>(教育次長等)</p> <p>第2条 事務局に教育次長を置く。</p> <p>2 事務局に参事を、<u>課</u>に担当副参事及び副参事を置くことができる。</p> <p>3 課に課長を置く。</p> <p>4 課に副課長、係に係長を置くことができる。</p> <p>5 課に主幹、指導主事、主査、主任及び熊谷市教育委員会部局の職員の職名に関する規則(平成17年教育委員会規則第6号)第2条に規定する職のうち、必要があると認める職を置くことができる。</p>